

## 「富士見市いじめ防止条例（案）」に対する意見募集の結果について

平成 27 年 1 月 29 日

子育て支援課・学校教育課

富士見市は「富士見市いじめ防止条例(案)」に対する意見の募集を、平成 26 年 11 月 27 日から平成 26 年 12 月 26 日まで行いました。

その結果、4 通（20 件）のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記の通りです。

### パブリックコメント実施方法

- ・募集期間 平成 26 年 11 月 27 日～平成 26 年 12 月 26 日
- ・告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- ・意見提出方法 郵送、窓口、電子メール、ファックス

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
1	<b>【前文】</b> いじめを受けずに安全に生きる権利を保障したい。 個人の尊厳を基本とする憲法。世界的に子どもの権利を保障する子どもの権利条約。 それぞれの理念にのっとり、いじめを受けずに安全に生きることが、子どもの権利であることを明らかにし、それを保障するという条文作成を願いたい。	原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。	条例の前文で述べております通り、今後ともいじめ根絶に向け、努力して参ります。
2	<b>【2 条 6 号】</b> 「保護者」の定義は、児童福祉法 6 条、児童虐待防止法 2 条及び「子ども・子育て支援法」6 条 2 項の定義に準じ、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」としてはどうでしょうか。 親権者や未成年者後見人とは別に、子どもを保護する大人がいる場合があります。離婚後の監護権者（民法 766 条 1 項）、福祉施設や里親（児童福祉法 33 条の 2 第 2 項、47 条 3 項）、実親の新しい配偶者・恋人（子ども本人との養子縁組をしていない者）、そのほか、家庭事情や進	貴重なご意見として承り、条例（案）の修正を行います。	いじめ防止対策推進法の定義にはありませんが、ご意見の通り「その他の者で、子どもを現に監護する者」を追加していきます。

	<p>学準備などにより子どもを預かる親族。なお、以下の自治体の防止条例は、この意見と同様の表現となっています（立川市、横須賀市、藤沢市の案、甲賀市、篠山市、京都市、宝塚市の案）。</p>		
3	<p><b>【第2条】</b></p> <p>『いじめ防止条例（案）』では、インターネットを通じて行われるいじめについて、特別に条文化されていないが、その理由はなにかを問いたい。国の「いじめ防止対策推進法」では、第19条において（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）3項にわたり条文されている。今年に入ってから、「いじめ」自死事件に関する報道の多くが、インターネット、無料通信アプリ等、ネットに関連したものである。現代のいじめ現象が何によって起因しているのかを分析してくれば、自ずとネット関連が明らかになってくるはずである。急速なスピードで、ネット普及が進行してきている現代に、そのネットに関連した条文がないというのは理解できないものである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>インターネットを通じて行われるいじめについても、いじめの定義の部分で記載しています。</p>
4	<p><b>【第2条】</b></p> <p>『いじめ防止条例（案）』第2条（9）重大事態について</p> <p>「重大事態」を判断するのは誰かということが明記されていないのはなぜかと問いたい。</p> <p>『いじめ防止条例（案）の解説』において重大事態の説明がなされているが、誰が判断するのか説明もない。国の『いじめ防止対策推進法』第28条において「学校の設置者又はその設置する学校は」と明記されている。学校教育法の条文に照らして位置づけられている。</p> <p>しかしながら、『いじめ防止条例（案）』では、重大事態だけの記述になっているので、その判断を誰がするのか明らかにされていない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>重大事態の判断は、「いじめ防止対策推進法」で示されており、基本的には学校の設置者あるいは学校となります。</p>
5	<p><b>【第2条】</b></p> <p>『いじめ防止条例（案）』定義第2条について、</p>	<p>貴重なご意見として承ります</p>	<p>市民に理解を得やすい表現とするため、人間関係としたもので</p>

	<p>二つ問いたい。</p> <p>ひとつは、『一定の人間関係にある…』となっているが、国の『いじめ防止対策推進法』では、『一定の人的関係にある…』とされている。「人間」と「人的」との違い、また『人間』とした意図はどこにあるのか。</p> <p>ふたつめは、『影響を与える行為』とされているが、ここに記された『行為』ということについて問いたい。「行為」というと、悪口や脅し、文句を言ったり、あるいは叩いたりけったりすることが含まれるのは理解できる。しかし仲間はずれにしたり、集団で無視するような「不作為」は取り上げられていないのはなぜか、理由を問いたい。</p>	す。	す。 ご指摘の「仲間はずれ」や「集団で無視するような」とは、不作為ではなく、「行為」に含まれますので、的確に対処して参ります。
6	<p><b>【4条及び5条1項】</b></p> <p>市街地が近隣市町と連続して形成されていることから、人間関係も市の境界を越えて形成されています。また、インターネット上でのいじめも問題になっています。</p> <p>この2点の社会状況により、市民等・保護者・子どもから、他市の子どもの被害情報が当市や学校に寄せられることも少なくないと思われます。関係機関等との連携において、他市や設置者への情報提供を積極的に行って欲しいです。</p>	原文の内容で対応し、今後の計画推進の中で取り組んで参ります。	関係機関等との連携や他市や設置者への情報提供など積極的に行っていきます。
7	<p><b>【5条1項】</b></p> <p>「地域住民」という表現は、2条7号の「市民等」ないし「地域の市民等」に置き換えた方が良いと思います。</p>	貴重なご意見として承り、条例（案）の修正を行います。	「地域住民」は「市民等」の表現で統一していきます。
8	<p><b>【5条1項】</b></p> <p>「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」の3つを含む概念である「いじめの防止等」（2条2号）を使わずに、「いじめの防止及び早期発見」を使っています。「いじめへの対処」には「保護者、地域住民及び関係機関</p>	原文の内容で対応し、今後の計画推進の中で十分配慮して参ります。	「いじめへの対処」は第2項で規定しています。事実の確認、対処は学校の役割であり、学校の責任を明確にするための規定となっています。

	等と連携」を要しない、との曲解も可能な気がします。		
9	<p><b>【第5条3項】</b></p> <p>学校内の相談体制を整えるだけでなく、学校外の相談体制について情報提供する取り組みを明記した方が良いと思います（市教育相談室、文科省 24 時間いじめ相談ダイヤル、法務省子どもの人権 110 番、少年鑑別所の一般相談、法テラス、児童相談所、県警少年サポートセンターなど）。</p> <p>保護者や子どもが、「学校は頼りない」「学校も加害者側に立っている」と感じてしまうケースや、「相談することで担任に迷惑を掛けたくない」と思うケースもあります。学校に対する誤解や遠慮は後に解消することも可能ですが、相談は早急に行ってもらうため、選択肢を多く提示しておくことが必要と思われま</p>	原文の内容で対応し、今後の計画推進の中で更に充実して参ります。	条例では具体的な対策について記載しておりませんが、今後の（仮称）富士見市いじめ防止基本方針の中に記載していきます。
10	<p><b>【第8条】</b></p> <p>『いじめ防止条例（案）』第8条 市民等の役割について</p> <p>3項目の文末表記が『努めるものとする』と努力義務と判断するようになっているが、その理由はなぜか聞きたい。</p>	貴重なご意見として承ります。	市民等の役割が努力義務となっている点については、市民の皆さんに強制することは、難しく、ご協力いただくということで表現しています。
11	<p><b>【第8条】</b></p> <p>学校の外における「いじめ」も本条例には含まれています（2条1号、3条1項、「富士見市いじめ防止条例（案）の解説」5頁）。</p> <p>このため、子ども同士の「一定の人間関係」が形成される場を運営する「市民等」については、それ以外の「市民等」とは別の、5条（市立学校及び市立学校の教職員の責務）に準じた役割が期待されるのではないのでしょうか。具体的には、放課後児童クラブ、地域サークル、学習塾、スポーツ教室などです。</p>	原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。	第5条にありますように、保護者、市民等及び関係機関が連携していじめ防止に取り組むことになりましたが、いじめの場所がどこであろうといじめそのものに対処することは市立学校及び市立学校の教職員の責務と考えます。

<p>12</p>	<p><b>【第12条】</b>  「いじめ防止条例(案)」第12条、富士見市いじめ問題連絡協議会等について  市において、富士見市いじめ問題連絡協議会の設置。  教育委員会において、富士見市いじめのない学校づくり委員会の設置。  それぞれの組織及び運営に関しては、別途条例で定めるとしているが、目的・内容・形態に違いが出てくると思われるが、組織として何を目的として、何を検討していくのか明らかにされていないのはなぜか。また、二つの組織としての整合性や連携などはどのように考えているのかを問いたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>いじめ問題対策連絡協議会といじめのない学校づくり委員会につきましては、附属機関であるため、それぞれ条例の制定が必要となり、議会において審議いただきます。また、具体的な連携につきましては、(仮称)「富士見市いじめ防止基本方針」を作成する中で検討していきます。</p>
<p>13</p>	<p><b>【第12条】</b>  国・県・市・関係機関が条例を以って「いじめを絶対許さない」と具体的に仕組みを制定したことは、歴史上初めてかと存じます。「いじめ」の定義は難しく、いつの時代も解決し得ない問題であり、現在に至ってきた問題でした。未来を担う子どもたちが「いじめ」により精神を病んだり、自殺により命を絶つ事件がなくなりますよう、私も一保護者として、この条例には大賛成です。これからの時代の新たなこの取り組みが、どうか「絵に描いたもち」にならぬ様、しっかりと活かしていただきたいと思います。願うばかりです。  そのためにも、保護者の立場として、また、保護者の責務として主たる3項目の防止対策をしっかりと認識し、実践してゆきたいと存じます。連絡協議会、学校づくり委員会、いじめ防止対策委員会、調査委員会なる各委員会にも関心を持ち、また協力・協同でき得るシーンがあれば、機会をいただきたく思います。  各委員会の委員選任にあたりましては、条例に定められました専門有識者の他にも是非、市民</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>いじめのない学校づくり委員会・いじめ防止対策委員会・いじめ調査委員会につきましては、それぞれ専門有識者による調査審議を役割として設置することから、公募の予定はございません。また、いじめ問題対策連絡協議会は関係団体等の連携を図ることを目的として設置し、その構成員には市民の方も多数含まれることを想定しておりますので、市民の方々のご意見も反映でき得るものと考えております。</p>

	<p>公募も実施していただきたく、希望いたします。</p> <p>様々な立場の保護者を参入させることにより、広く市民ひとりひとりの問題であるとの認識の定着から、対立する事を減らし、スムーズな問題解決・運営を目指せるのではないかとの思いから希望させていただきました。</p> <p>とかく「いじめ」問題は、被害者の親（保護者）が感情的になりやすく、その対応は困難であります。一部の委員会に丸投げし、条例を以って進めて……。どのような結果をもたらすでしょうか。</p> <p>是非、広く市民公募者を募っていただきたく思います。選考には子育て経験や教職者の方での面接（1次2次などを経て）作文等で、委員にふさわしい方を人選されたら如何かと思いました。片寄りのない、建設的な、かつ健全な委員会及び運営委員会となりますよう、願っております。つたない未熟な意見ではございますが、一市民としてパブリックコメントさせていただきました。ありがとうございました。この条例は、いつから施行・実施されるのでしょうか？又は施行・実施を目指しておられますでしょうか？</p>		
14	<p><b>【第13条】</b></p> <p>「市立学校に在籍する子ども」以外の子どもが被害者の場合であって、市立学校に在籍する子どもがこれに加害者として関与したときにも、13条1項に準じた調査が必要かと思われます。</p> <p>例えば、共通の遊び場やスポーツの試合などで他市の学校に在籍する子どもを撮影し、からかいの対象として、これをSNS上にアップロードする行為。こういった行為が発生した場合、「市立学校に在籍する子ども」の人間関係の中でコメントが付与され拡散していくことも考えら</p>	<p>原文の内容で対応し、今後の計画推進の中で取り組んで参ります。</p>	<p>市外・市内の他学校間でのいじめは想定されます。しかし主体はあくまでも「いじめ」を受けた子どもであり、情報提供などを受けながら、当該子どもの学校や当該自治体を中心となって対応していくこととなります。</p>

	<p>れます。この場合、いじめの事情を知る子どものほとんどが当市の子どもということになります。</p>		
15	<p><b>【その他】</b></p> <p>1. はじめに</p> <p>「いじめ」問題が、1989年の「葬式ごっこ」（東京都中野区の公立中学校生徒が、学級ぐるみ担任もまきこみながら、いじめで追いつめられ、岩手県盛岡まで行って自死した）事件から、2011年「滋賀県・大津公立中学校生徒の自死」事件、2014年「長崎県新上五島町公立中学校生徒の自死」事件と、およそ30年近くも続いている。</p> <p>この間、いじめが背景とされる子どもの自死事件が起こるたびに、識者と称される人々が、その背景や構図、学校教育のあり方や家庭と地域との関係など、様々な形態で論じられてきた。そして、防止策も論じられた。</p> <p>いじめ自死事件に関連し、子ども生徒の遺族の方々、教育関係者、民間の教育及び福祉関係者、国や地方自治体・公共団体の方々もまきこみながら、いじめ防止対策のために、2013年6月に『いじめ防止対策推進法』が国会において成立し、同年9月23日から施行された。しかしながら、「いじめ」とは何かについて、いまだに多様なとらえ方があり、犯罪概念に集約してよいとする意見もあれば、「いじめ」「いじり」「いやがらせ」の微妙な関係にこそ、子どもの関係性の問題があるとする声もある。</p> <p>このような中において、『富士見市いじめ防止条例（案）』も出されてきている。国の『いじめ防止対策推進法』第6条（地方公共団体の責務）に基づいて、『富士見市いじめ防止条例（案）』が提案されてきていると推察される。</p> <p>「いじめ防止対策推進法」の場合でもそうであったが、今回の「富士見市いじめ防止条例（案）」</p>	<p>原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。</p>	<p>後述されておりますとおり、国でもさまざまな論議がなされ、「いじめ」の定義が定められていることから、上位法である「いじめ防止対策推進法」にのっとり、規定しております。</p>

<p>においても、現代のいじめの現象と本質が、何ら触れられずに、条文化されていることに、大いに疑問を感じるものである。</p> <p>後述するように、「富士見市いじめ防止条例（案）」に対して、いくつかの意見や疑問を述べてみたい。</p> <p>2. 「いじめ」の定義について</p> <p>先に触れたように、「いじめ」の定義が様々な形態で述べられている。</p> <p>(1) 文部科学省（文部省）では、</p> <p>①1995年 文部省 「生徒指導の諸問題の現状と文部省の施策について」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自分より弱いものに対して一方的に</li><li>・身体的・心理的な攻勢を継続的に</li><li>・相手が深刻な苦痛を感じているもの</li></ul> <p>としている。</p> <p>②2006年 文部科学省 1995年より修正してきて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一定の人間関係のある者から</li><li>・心理的・物理的な攻撃を受けたことにより</li><li>・精神的な苦痛を感じているもの</li></ul> <p>としてきた。</p> <p>③2010年 文部科学省 「生徒指導提要」より</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめをとらえる視点</li></ul> <p>「いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところに特徴があります」</p> <p>「いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことで、児童生徒がいじめを認知しやすいように」</p> <p>「従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位-劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行なわれるという指摘は、いじめの本質を的確に突いていま</p>		
--	--	--



<p>す。そのために、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねないのです」</p> <p>・いじめの構造</p> <p>「いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在によって成り立つのです。としてきている。</p> <p>これらの定義を踏まえて、国の『いじめ防止対策推進法』の定義をしてきていると推察される。</p> <p>この定義に比較的近いと思われる識者</p> <p>(2) 森田洋司・清水賢二著</p> <p>「新訂版 いじめ-教室の病い-」金子書房 1994年7月刊</p> <p>・本書では、いじめをつぎのように規定しておく。</p> <p>「いじめとは、同一集団内の相互作用過程において優位にたつ一方が、あるいは集会的に、他方にたいして精神的・身体的苦痛をあたえることである」</p> <p>・いじめ集団の四層構造</p> <p>いじめの場面における反作用のいない手はいじめっ子(加害者)-いじめられっ子(被害者)をとりまく周囲の子どもたちである。周囲の子どもたちは、さらに二層に分かれる。一つはいじめをはやしたておもしろがって見ている子どもたち(観衆)であり、もう一つは、見てみぬふりをしている子どもたち(傍観者)である。いじめはこうした四層構造が密接にからまりあった学級全体のあり方のなかで起こっている。(P47~48)</p> <p>(3) 森田洋司</p> <p>「いじめとは何か 教室の問題、社会の問題」</p>		
--	--	--

<p>中公新書 2010年7月刊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各国における「いじめ」の定義</li> <li>(イ) D・オルヴェウス (ノルウェー)</li> </ul> <p>「ある生徒が繰り返し長期にわたって、一人または複数の生徒による拒否的行動にさらされている場合、その生徒はいじめられている」(P12～16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ロ) P・K・スミス (イギリス)</li> </ul> <p>イギリス・シェフィールド市における大規模調査からいじめ対応をするD・オルヴェウスのいじめ定義をもとにして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活やその環境を良くするために、子どもたちを「参画」させようとする方向性である。</li> <li>・保護者の協力態勢である。</li> <li>・社会的包摂 エスニシティ差別といじめの結びつきを事実として明らかにしたこと。</li> <li>・特別な教育的ニーズをもっている子どもたちについても、視野に入れていること (P18～22)</li> <li>・三つの要素</li> </ul> <p>「力関係のアンバランスとその乱用」「被害性の存在」「継続性ないし反復性」(P70)</p> <p>など、諸外国での事例も引きながら、明らかにしようとしている。</p> <p>また、別の角度、視点からとらえている識者もいる。</p> <p>(4) 内藤朝雄</p> <p>「いじめの構造-なぜ人が怪物になるのか」講談社現代新書 2009年3月刊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが成立するためには</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①加害者の嗜虐(しぎやく)意欲</li> <li>②加害者による現実の攻撃行動</li> <li>③被害者の苦しみ</li> </ol> <p>という三つの要素が必要である(いじめの三要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを</li> </ul>		
---	--	--

<p>①最広義のいじめ定義A「実効的に遂行された嗜虐的関与」</p> <p>いじめ概念のコアにあるのは、加害者側の嗜虐意欲である。それが加害者側の行為を通じて被害者側の悲痛として現実化し、その手応えを加害者側が我がものとして享受する。</p> <p>これが「実効的に遂行された関与」ということの意味である。</p> <p>②広義の定義B 「社会状況に構造的に埋め込まれたしかたで実効的に遂行された嗜虐的関与」</p> <p>いじめの中核群は、群れた「みんな」の勢い、あるいは「自分たちなり」の特殊な秩序を背景にしたタイプである。</p> <p>③狭義の定義C 「社会状況に構造的に埋め込まれたしかたでかつ集合性の力を当事者が体験するようなしかたで実効的に遂行された嗜虐的関与」(P 49～52)</p> <p>としている。</p> <p>(5) 菅野盾樹</p> <p>「いじめ=〈学級〉の人間学」新曜社 1986年6月刊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについての言説は捨てるほどあるが、では「いじめ」とはなんなのかという点になると、たいていの場合、はっきりしない。</li> <li>・おおまかにいうと、あるひとつの「病気」とはまとまりをもつひとつの「病像」のことである。</li> <li>・いじめは社会の病気である。いじめの定義は、だから、いじめに特有ないくつかの徴候によって作られる。しかし、定義に仕上げられた一揃いの特徴は、いじめの必要十分な条件ではない。</li> <li>・いじめの定義の骨格は、</li> </ul> <p>①いじめは当事者が属する集団のなかの出来事である。</p>		
---	--	--

<p>②いじめは集団の事象である。</p> <p>③集団の多数の成員がひとり（あるいは少数）の成員をいじめるといふかたちをとる。</p> <p>④いじめは反復される。</p> <p>・いじめとは、学校、もしくは学校の近隣、あるいは学校生活の延長上で学級を中心とする各種の集団の多数派が少数者に対して、くりかえし多少とも長期間にわたって与える、差別的集合現象である。</p> <p>としている。（P8～15）</p> <p>次に精神科医の意見も触れてみたい。</p> <p>（6）中井久夫</p> <p>「アリアドネからの糸」みすず書房 1997年8月刊</p> <p>いじめが「孤立化、無力化、透明化」の三つのプロセスをたどると指摘。</p> <p>三つのプロセスを要約してみると、</p> <p>・「孤立化」</p> <p>孤立していない人間へのいじめは継続せず、その人が立ち直る機会もある。持続的にいじめるためには、その人間を孤立させる必要がある。この作戦は、まず一人の人間を標的として選ぶところから始まる。標的から外れた人間はほっとして標的となった人間から距離をおく。ついで、いじめられる者がいかにいじめられるに値するかというPR作戦が始まる。些細な身体的特徴や癖、いわれのない穢れ（けがれ）や美醜（びしゅう）などが問題になる。そんな宣伝を教師が聞き流したりすることは、加害者を鼓舞し、傍観者に傍観の許しを与える効果がある。PR作戦は被害者も捕える。なぜ他の物でなく他ならぬ自分がいじめられるのか。彼・彼女は、自分が魅力なくいじめられてもしかたない人間だと自分で納得しようとする。被害者は、自分の仕種や言葉遣いにも、たえず気を配っていなければならない。その結果、被害者は警</p>		
---	--	--

<p>戒しっぱなしの状態に陥り、そのことは自律神経系や内分泌系、免疫機能も変えてしまう。</p> <p>・「無力化」</p> <p>「孤立化」の段階ではまだ、いじめられている人間の主体性は粉碎されていない。それを粉碎するのが「無力化」である。被害者に「反撃は一切無効である」と教えこみ、観念させる。反撃は過剰な暴力で罰せられ、その際に誰も味方しないことを繰り返し味わわせる。おとなに訴えることには特に厳しい罰が与えられ、「おとなに話すことは卑怯である」と教え込まれ、被害者はその価値観を自分の中に取り入れ、おとなに訴えることは醜いと思うようになる。内面の支配が完成に近づく。</p> <p>「透明化」</p> <p>いじめは次第に「透明化」して周囲に見えなくなる。見えなくなるというのは、繁華街のホームレスが「見えない」ように、善良なドイツ人に強制収容所が「見えなかった」ようにである（「選択的非注意」）。生徒らはいじめの現場に遭遇しても目をそらし何事もないように注意の外におく。被害者はおとなも友人も遠い別世界の住人のように感じ、加害者との関係の中で生き、加害者が自分にとっての最重要人物として存在し、その関係は永遠に続くと思えるようになる。この段階になると、おとながいじめを察知して尋ねても被害者は激しく否定する。</p> <p>「透明化」段階では経済的搾取もおこなわれる。小遣い、貯金をさしだす。次には家から盗むか万引きする以外ない。それは自尊心の非常な喪失であり、家族・社会とのさいごの絆を自分の手で切り離すことである。多くの子どもが、とうてい果たせない「無理難題」が課せられたことを契機に、自殺の実行に踏み切っている。</p> <p>としている。（P9～20）</p>		
---	--	--

<p>各著者の「いじめ」の定義についてみてきたが、「いじめ」をどうとらえるのかにより、それぞれの視座が明らかにされてきている。現実のいじめや人間関係のトラブルの多くは単純な構造ではないことを示している。</p> <p>いじめが教室内で生じた場合のモデルとして用いられた、森田洋司氏らが提案した、いじめの四層構造論でも、加害者・被害者・観衆・傍観者の区分の上で、その間の移動や入替わりを想定することができる。この立論に従って、文部科学省において採用していると読める。</p> <p>いじめは、事実を積み上げれば自ずと見えてくるとの考え方もあるが、本当にそれだけで定義とすることが可能なのかということである。</p> <p>『いじめ防止対策推進法』の定義のポイントは、「対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」という点にある。しかし、この苦痛の感じ方はまさに主観であり、同じ行為を受けても感じ方は様々である。一人の児童が、仲の良い友だちから、挨拶代わりに肩をポンと叩かれた場合と、普段交流も無く少しイヤだなあと思っていた知人から、同じく肩を叩かれた場合とでは、前者は好意的に受けとめるが、後者は嫌がらせとして苦痛と感じ、いじめとなりうることもあり得る。まして、いじめが物理的行為だけでなく、心理的行為も含まれるとされるなら、なおさら複雑で、事実の積み上げと内心の距離とが生ずる可能性は大きくなってくる。</p> <p>いじめは、そもそもが何らかの行為に、どのような意味づけをするかが要点であり、そこにはどう感じるかという本人の受け止め方と、加害者とされるものとの人間関係の課題が色濃く浮かび上がる。この点において、中井久夫氏が指摘している「孤立化・透明化」というプロセスは卓見に値する。いじめの態様は様々で、三つのプロセスがあてはまらないものもあるが、</p>		
--	--	--

	<p>しかし、深刻なものほどあてはまるのではないかと読むことができる。</p> <p>基本的に、「いじめはいかなる形をとろうが、人権侵害であり暴力である」という立場をとりたい。今日においても、まだまだいじめを軽視する傾向がみられる。「いじめられる側にも問題がある」という主張。「どこからがいじめで、どこまでがいじめでないのか判断が難しい」という主張。いずれの主張においても、いじめを軽く見過ぎている。なぜなら、前者は強者の倫理主張になり、他者・弱者を認識せずにすすめようとしているから。後者においては「ふざけているだけ」「遊びだから」としてゴマカシの倫理により、自らを正当化するものだから。</p> <p>しかしながら、人間の尊厳を中心にした基本的人権は、すべての人にもれなく保障されている。それは、彼・彼女らに何か問題があるからと人権を無視した行為・行動は許されるものではない。「いじめは人権侵害であり暴力である」という認識は、いじめられていい人間は、この世に一人もいないということである。一人ひとりのかけがえのない生命であり、人格でもあるから。</p>		
16	<p><b>【その他】</b></p> <p>「富士見市いじめ防止条例（案）」についてまず、はじめに疑問点を述べたい。</p> <p>富士見市における「いじめ」の現状ないし実態について、何ら触れられずに『いじめ防止条例（案）』を提案してきた理由を問いたい。</p> <p>本来であるならば、</p> <p>①富士見市における「いじめ」の現状・実態について</p> <p>②現状・実態に関する分析について</p> <p>③分析結果に基づく検証及び考察について</p> <p>④なぜ「いじめ」が起こるかの研究について</p> <p>等々のような内容を検討し、その結果を受け</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>当市におきましても、毎年いじめの実態調査を実施し、対応していることから、大きな問題へは発展しておらず、「いじめ防止対策推進法」にのっとった内容での条例策定とし、今後の対策としていくものです。</p>

	<p>て、今後の対策を講ずるために『いじめ防止条例（案）』を提案したいということになると判断したいが、なぜ「いじめ」についての現状・実態、検証結果が踏まえられていないのか。</p> <p>つまり、「いじめ」問題について、一市民として判断材料・資料が無いということである。</p>		
17	<p><b>【その他】</b></p> <p>「パブリックコメントを実施します」という書面について</p> <p>〈趣旨・概要〉において</p> <p>「この条例（案）に対し、市民の皆さんから意見を募集するものです」と述べられており、〈注意点〉において「いただいたご意見に個別の回答は行いませんが、ご意見の内容とそれに対する市の検討結果と理由を公表します」と述べられている。市の内外から広く公募しておきながら、それらの内容について市からの検討結果と理由の公表で終了ということになるのだろうか。パブリックコメントであるならば、「公開」という手法も考えられるがなぜ、公の場でのコメントは出来ないのだろうか。</p> <p>この点に関わって、『いじめ防止条例（案）』を成文化していくために、今後どのような手続きを踏まえ、市内外の意見を検討・検証していく日程や期間、さらに、再度意見の公募をいうことは考えておられないのかということを含めて聞きたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>条例施行までの日程は、通常の条例案と同様、議会の議決を経て、施行となります。</p>
18	<p><b>【その他】</b></p> <p>第三者的な公的窓口の設置を求めたい。</p> <p>「いじめ」で悩む保護者のために、教育委員会や学校にいじめ相談窓口があることは当然であるが、組織であるから、どうしても身内をかばいたくなることも事実である。</p> <p>そのような不安のない第三者の専門家による公的窓口の設置を求めたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>貴重なご意見として、今後参考にして参ります。</p>



<p>19</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>「子どもの発達の視点」と「子どもの社会性を育てる視点」について、明らかにされていないので、今後の研究を期待したい。「いじめ」のとらえ方に関係してくると思われるが、例えば小学校低学年の様態と思春期に入ってくる小学校高学年の状況では、明確な違いが出てくるはずである。子どもがどのように発達のすじ道を経てくるのか、一人ひとりも違いがあるだろうし、また、男女の性差による違いもあると思われる。さらに子どもが自己認識・他者認識するためにどのような思考があり、どのように判断出来るのか。多様な社会性を身につけるために何が必要不可欠の条件になっていくのか。学校教育の中で発達していく過程、家庭教育の中で、あるいは近隣住民との関わりの中で発達していく過程。</p> <p>大きな社会の中で、どのように社会性を育てていくのか、等々。子どもの発達と社会性を育てる視点を明らかにしていくことが、今後の課題といえる。</p>	<p>原文の内容で対応し、今後の計画推進の中で更に充実して参ります。</p>	<p>今後も学校における教育内容及び教育環境の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。</p>
<p>20</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>条例案には明記されていないようですが、学童保育（放課後児童クラブ）でのいじめはたいへん深刻な状況で、働く母親たちがたいへん心配しています。（本当は入れたくないという母親が多い。）</p> <p>1. いじめの状況</p> <p>1年生に対し2～4年生が暴力、暴言など、指導員の目を盗んで日常的にやっている。子供たちは、親にもなかなか言えず苦しんでいるし、親たちも知ってはいても仕事がありやむを得ず行かせている。親たちが知るのは暴力の傷跡による場合が多い。</p> <p>2. 原因（推定）</p> <p>市営化される前の学童には6年生、5年生も居</p>	<p>原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。</p>	<p>第3条第1項においていじめの防止等の対策は「学校の内外を問わず」と規定しており、具体的には放課後児童クラブ、学習塾等、学校外での活動についても対象としています。</p> <p>従来から個別の事案については、その都度対処してきているところですが、具体的には、日ごろから児童の様子を注視すると共に、児童と指導員が常に話し合いをしたり、保護者のお迎え時や連絡帳で状況をお知らせするなどして、情報共有を図つ</p>

<p>て、小さな1～2年生のめんどうをよく見ていた。(娘たちがそうでした。)今は、4年生までなので、まだ上級生も幼く、いじめの残酷さを理解できないまま、やってしまうようです。(ストレス社会の反映でしょうが。)</p> <p>3. 対策 (案)</p> <p>指導員のサポートとして、5年生、6年生を積極的に活用して、学童保育のいじめを未然に防ぐ。</p> <p>4. その他</p> <p>現実には学童をやめさせて塾に行かせる母親も出ており、いじめの状況はひじょうに深刻です。指導員の目の届く範囲にも限りがあります。女性活用の国策推進の障害にもなっており、市条例でもしっかり対策をお考え下さるようお願いいたします。</p>		<p>ており、学校や関係機関とも連携をとりながら対応しているところではあります。</p> <p>平成27年度からは5～6年生も放課後児童クラブの対象となりますので、ご指摘のようなクラブ運営ができるものと考えます。</p>
---	--	--